

第 3 次
南薩介護保険事務組合

地球温暖化防止 実 行 計 画

第 1 次実行計画	平成 28 年度	～ 令和 元 年度
第 2 次実行計画	令和 2 年度	～ 令和 6 年度
第 3 次実行計画	令和 7 年度	～ 令和 12 年度

令和 7 年

南薩介護保険事務組合

目 次

第 1 章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ～ 2
- 2 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 対象となる温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第 2 章 これまでの計画（第 2 次実行計画）における目標達成状況

- 温室効果ガスの総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第 3 章 温室効果ガスの排出状況

- 1 地球温暖化係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ～ 7
- 3 温室効果ガス総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 本組合の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第 4 章 第 3 次実行計画の目標設定

- 1 二酸化炭素等の総排出量に関する削減目標・・・・・・・・・・ 8
- 2 燃料区分別の削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第 5 章 実行すべき取組

- 1 取組の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 個別目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ～ 10

第 6 章 計画の推進と点検・評価体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 実施状況の点検，評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

※参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、ごみや生活排水などの地域の問題から、地球温暖化に代表される地球規模の問題まで、その影響が多様化、深刻化しています。その原因は、地球の有限性を無視した大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動です。そのため私たちは、地球の有限性を認識し、ライフスタイルを見直し、後世に住みよい環境を受け継がなくてはなりません。

特に地球温暖化の問題は、深刻な状況になっております。現在、地球の平均気温は上昇傾向にあり、これに伴い海水面の上昇や、気候変動が観測され、生態系や人類の活動への悪影響が懸念されています。

このような中、2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的枠組みであるパリ協定が採択されました。パリ協定においては、長期的な目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、またそのために、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる、即ちカーボンニュートラルを実現することが定められ、これが世界共通の目標となっています。

日本では、2030年度の温室効果ガスの排出を、2013年度を基準として26%削減することを中期目標として定めました。これがパリ協定において日本が国際的に約束した温室効果ガスの削減量ということになります。

本組合は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）の規定に基づき、2016（平成28）年11月に「第1次南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画」（以下「第1次実行計画」という。）を策定しました。

また、2020（令和2）年には第1次実行計画の成果と課題をふまえた「第2次南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画」（以下「第2次実行計画」という。）を策定しました。

2024（令和6）年度で本組合の第2次実行計画実施期間が終了を迎えることから、社会状況の変化や第2次実行計画における成果と課題を踏まえ、引き続き組合としての地球温暖化対策の取り組みを充実するため、「第3次南薩介護保険事務組合地球温暖化防止実行計画」（以下「第3次実行計画」という。）を策定しました。

本組合としては、地域における一事業者・一消費者として、また一人間として、後世に負の遺産を残さないため、環境への負荷の少ない物品の購入・使用、ごみの減量・リサイクル等について、また、法律第8条に基づく温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画に併せ、自ら率先して実行する計画を盛り込み、積極的に展開していくこととしました。

【参考】

新たな地球温暖化対策の枠組みパリ協定の概要

- 世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃を努力目標とすることへの言及
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること。
- JCM（二国間クレジット制度）を含む市場メカニズムの活用が位置付けられたこと森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- イノベーションの重要性が位置付けられたこと
- 5年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み
- 協定の発効要件に国数及び排出量を用いることとした

●地球温暖化対策の推進に関する法律

(抜粋)

(地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

～中略～

三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に則して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 計画の目的

組合自らが事業者・消費者として、職員全体の参加で地域温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。

※基準年度：2015（平成27）年度

年度ごとの排出量削減目標

項目	基準年度	目標指数（％）					
	2015 H27	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10	2029 R 11	2030 R 12
二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素	100.00	106.59	104.41	102.22	100.05	97.87	95.70

4 計画の対象範囲

本計画は、組合が実施する事務事業のすべてを対象とします。ただし、事務所における内容については、南九州市地球温暖化防止実行計画に基づき実施するため、対象外としますが、必要な措置は講じてまいります。

地球温暖化防止実行計画 対象公用車一覧

令和7年4月1日現在

	統括責任者	所管係	区分	車両番号	車 種
南 薩 介 護 保 険 事 務 組 合	事務局長	総務係	専用	582 う 63-99	軽乗用車
				582 き 15-47	
				582 く 2-29	
				582 こ 41-10	
				582 こ 69-61	
				582 こ 69-62	
				582 そ 6-50	
				582 つ 37-17	
				582 つ 37-18	

5 対象となる温室効果ガス

法律の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7物質です。

ただし、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の4物質については、排出量の把握が困難であるため、本組合の温室効果ガス排出量の算定対象は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)とします。

温室効果ガスの種類と特徴

物質名		特 徴	主な発生源	算定対象
二酸化炭素	CO ₂	人為的に排出される温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度の60%以上を占め、最も代表的な温室効果ガス	石油、石炭などの化石燃料の燃焼化石燃料により得られた電気等の消費	○
メタン	CH ₄	CO ₂ に次いで地球温暖化への寄与度の高い温室効果ガス	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜、水田、下水処理等	○
一酸化二窒素	N ₂ O	主に化石燃料の燃焼により生じる	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	○
ハイドロフルオロカーボン	HFC	自然界には存在しない人工物質	冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒またはスプレー製品の噴射等を使用	×
パーフルオロカーボン	PFC	自然界には存在しない人工物質	半導体のエッチング等を使用	×
六フッ化硫黄	SF ₆	温室効果が極めて大きい	変圧器の電気絶縁ガスに使用	×
三フッ化窒素	NF ₃	温室効果が高く、近年、使用は増加傾向にある	半導体のエッチングやCVD装置のクリーニング等を使用	×

第2章 これまでの計画（第2次実行計画）における目標達成状況

温室効果ガス排出量 2024（令和6）年度 8.78%増（2015（平成27）年度比）

第2次実行計画では、公用車におけるガソリンのエネルギー消費量を調査・把握し、2015（平成27）年度を基準として2024（令和6）年度までに5.02%削減することを目標に各種取り組んできました。

しかしながら、業務量の増加に伴い公用車の稼働率が上昇したため、2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度比で8.78%の増になりました。

温室効果ガスの総排出量

本組合の温室効果ガス排出量の目標達成状況は次のとおりです。

		(kg-CO2)					
項目		2015 H27(基準)	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6
温室効果ガス総排出量		10,341	11,685	11,944	11,505	11,414	11,249
	二酸化炭素	9,834	11,049	11,264	10,816	10,728	10,630
	メタン	19	23	25	25	25	28
	一酸化二窒素	488	613	655	664	661	591
削減率（％）H27年度比			13.00	15.50	11.26	10.38	8.78

第3章 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの算定期間は、2024（令和6）年4月から2025（令和7）年3月までとし、本組合の事務・事業から生じた排出量を対象とします。

1 地球温暖化係数

各温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の温室効果の度合いは、様々であることから、二酸化炭素を「1」として表した各温室効果ガスの地球温暖化係数（GWP）をそれぞれの排出量に乗ずることにより総排出量として一つの数値を合算して示します。

各温室効果ガスの地球温暖化係数

ガスの種類	主な排出源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	・燃料（ガソリン、灯油、軽油等の燃焼） ・電気、ガス等の使用	1
メタン (CH ₄)	・水田、家畜の反すう、家畜の糞尿処理 ・廃棄物の焼却、埋立、排水処理 ・燃料の燃焼	28
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・麻酔剤（臭気ガス）の使用 ・肥料の使用、家畜の糞尿処理 ・燃料の燃焼、廃棄物の焼却、排水処理	265

※

地球温暖化係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

2 温室効果ガスの排出状況

二酸化炭素（CO₂）の排出量

項目（単位）		①使用量	②排出係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②	割合（%）
燃料使用量	ガソリン（ℓ）	4,582	2.322	10,639	100.0
合計				10,639	100.0

メタン（CH₄）の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	軽乗用車	101,413	0.000010	28	28	100.0
合計		101,413			28	100.0

一酸化二窒素（N₂O）の排出量

項目 (単位)		①走行距離 (km)	②排出係数	③地球温暖化係数	排出量 (kg-CO ₂) ①×②×③	割合 (%)
ガソリン	軽乗用車	101,413	0.000022	265	591	100.0
合計		101,413			591	100.0

※排出係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条（平成22年3月3日一部改正）

3 温室効果ガス総排出量

南薩介護保険事務組合の事務・事業における温室効果ガスの総排出量は、約 11,249 kg-CO₂ であり、そのほとんどが二酸化炭素で占められています。

温室効果ガス総排出量

温室効果ガス	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	10,630	94.5
メタン (CH ₄)	28	0.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	591	5.3
計	11,249	100.0

4 本組合の現況

南薩介護保険事務組合は、これまでも公用車の相乗り使用やエコカーへの切換え、使用済みコピー用紙を裏紙として再利用するなど省エネ・リサイクルを行っています。

しかしながら、業務量の増加に伴い公用車の台数を増やしたことにより、基準年度（平成27年度）と比べ、令和6年度の温室効果ガス排出量は増加しました。

このような状況を踏まえ、より一層の取組みが求められていることから、今後の行動の基準として実行計画に明示することとします。

第4章 第3次実行計画の目標設定

1 二酸化炭素等の総排出量に関する削減目標

本目標では、「温室効果ガス排出量を2015（平成27）年度基準として2030（令和12）年度までに4.30%削減する。」ことを全体目標とします。

この「4.30%削減」は、原則として組合の公用車の削減目標の目安とし、最終的に全体的な数値目標として取組みます。

温室効果ガス種類別の排出目標値（単位：kg-CO₂）

ガスの種類	2015(平成27)年度 (基準年度) ①	2030(令和12)年度 (目標年度) ②	比較 ②/①×100	削減率
二酸化炭素	9,834	9,315	94.72%	5.28%
メタン	19	27	142.11%	-42.11%
一酸化二窒素	488	554	113.52%	-13.52%
合 計	10,341	9,896	95.70%	4.30%

※メタン、一酸化二窒素については、自動車の走行距離を削減することが難しいため、基準年度を維持していくことを目標とする。

2 燃料区分別の削減目標

項目	2015（平成27）年度			2030（令和12）年度		
	使用量		CO ₂ 換算排出量 (Kg-CO ₂)	使用料		CO ₂ 換算排出量 (Kg-CO ₂)
ガソリン使用	4,239	ℓ	9,834	4,015	ℓ	9,315
合 計			9,834			9,315

◎2030（令和12）年度目標の温室効果ガスの排出量（9,822kg-CO₂）を達成するため、下記の削減量が必要となります。

項 目	削減する年間使用量		削減する温室効果ガスの 年間排出量（kg-CO ₂ ）
ガソリンの使用	94.5	ℓ	263
合 計 (2025年～2030年まで)	567.0	ℓ	1315

第5章 実行すべき取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出削減及びその他の環境問題の改善に寄与し、かつ事務・事業活動と身近に関わる個別の事項について、次の通り「取組方針」を定め、この方針に基づいて具体的取組を実施していきます。

取 組 方 針		目 的
1	自動車におけるエネルギーの有効利用	公用車及び自家用車（通勤時）の使用抑制，環境への負荷が少ない自動車の導入等により，温室効果ガス排出量の削減を図ります。
2	事務用品等の購入・使用における環境配慮	環境負荷の少ない事務用品等を適正な量だけ購入する（グリーン購入）ことにより，資源の有効利用等を図ります。

2 個別目標

- ① 燃料使用量の削減
- ② グリーン購入の推進

3 具体的な取組内容

取組の方針及び個別目標に基づき、具体的な取組内容を次のとおり定めます。

① 燃料使用量の削減

	取 組 内 容
ガソリン・軽油	（公用車） ・やさしい車の発進を心がけます。 ・急加速・急停止のない運転を心がけます。 ・エンジンプレーキを有効利用します。 ・車内のエアコンによる冷やしすぎや暖めすぎに気を付けます。 ・タイヤの空気圧を適正に保つなど，確実な点検，整備を実施します。 ・不要な荷物は，積まないようにします。 ・駐停車時のアイドリングストップを徹底します。 ・公用車の更新時には，使用実態を踏まえ，必要最小限の大きさの車を選択すると共に，低燃費車又は低公害車を導入します。

② グリーン購入の推進

	取 組 内 容
環境への配慮	・ 文具，事務機器，事務用品等は，原則として，「エコマーク」や「グリーンマーク」が表示されているものか同等の製品を購入します。 ・ 電気製品の購入に当たっては，「国際エネルギースターマーク」や「省エネ性マーク（緑）」のついている省エネルギー型の機器を導入します。 ・ 公用車の買い替え時には，環境への負荷が少ない自動車（低排気ガス車，ハイブリッド車，電気自動車等）を導入します。

第6章 計画の推進と点検・評価体制

1 推進体制

事務局の事務局長が中心となり，所属職員への周知と計画の推進を図ります。

2 実施状況の点検，評価

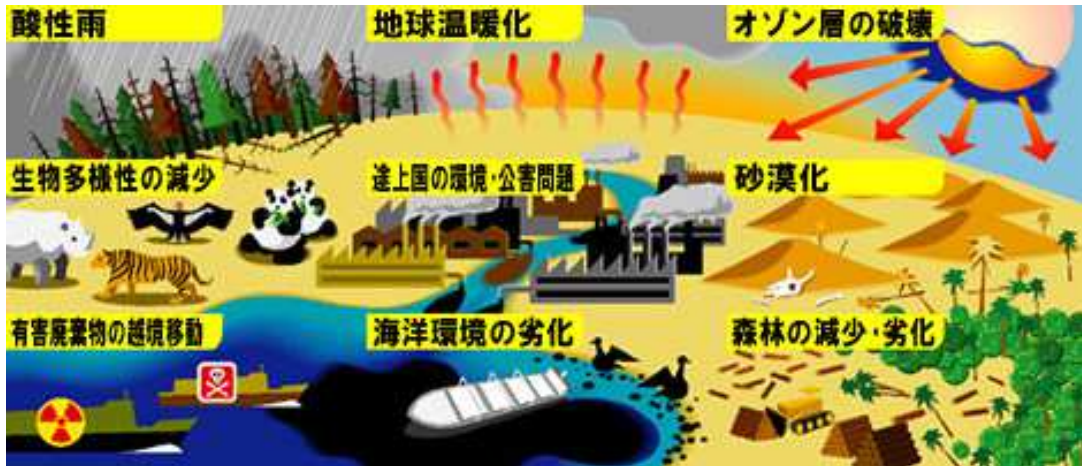
- ①事務局で年1回実施状況を点検，評価をします。
- ②点検，評価をもとに，必要に応じてこの計画に関する見直しや改善を行います。

3 公表

この計画を策定，または見直しをした場合は，ホームページ等により公表します。

参考資料

今、地球は！！



【豆知識】 環境配慮マーク

エコマーク		
環境ラベル等の特色	ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISOの規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプI環境ラベル制度です。 環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。 対象物品等（2025年9月16日現在） 認定商品数：54,871，うち認定施設数：4,254 ※ 品目数が多いため、具体的な品目は、 https://www.ecomark.jp/search/search.php）へ	
グリーンマーク		
環境ラベル等の特色	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。 対象物品等（2019年4月現在） トイレットペーパー，コピー用紙，学習帳等	

省エネラベリング制度	
環境ラベル等の特色	省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。 表示方法等について JIS 規格が制定されています。 対象物品等（2019 年 4 月現在） エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、DVDレコーダー、ジャー炊飯器、電子レンジ、ルーティング機器、スイッチング機器、三相誘導電動機、電球系 LED ランプ、ヒートポンプ給油機の 21 品目



国際エネルギースタープログラム	
環境ラベル等の特色	パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。 日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。 経済産業省が運営する制度です。 対象物品等（2019 年 4 月末現在） コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機、デジタル複合機の 8 品目



再生紙使用マーク	
環境ラベル等の特色	古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。 古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。 3R 活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。 対象物品等（2019 年 4 月現在） 用紙類、紙製事務用品、印刷物、衛生用紙 等



